

判例研究

信用金庫の会員が貸倒となった融資について、当該融資を決裁した理事らの善管注意義務違反に基づく信用金庫に対する責任を追及した会員代表訴訟において請求が一部認容された事例

(会員代表訴訟、共同訴訟参加申立事件、宮崎地裁平19
(ワ) 861号、平23・3・4民一部判決、一部認容、
一部棄却(控訴)、判例時報2115号118頁)

神 吉 正 三

【事実】本件は、宮崎県内のA信用金庫(以下「A信金」という)が株式会社Bに対する三件の融資(第一融資～第三融資)合計四億九二〇〇万円と、株式会社Cおよびそのグループ会社である株式会社Dに対する計九件の融資(本件①融資～本件⑨融資)合計一億三二三〇万円について、これらの融資を常務会における審査会で決裁した理事Y1～Y6に対して、会員X1および参加人X2が善管注意義務違反および忠実義務違反(以下、「注意義務違反」という場合がある)に基づき、理事の信用金庫に対する責任を追及した会員代表訴訟である。なお、A信金は被告側に補助参加した。

宮崎県内のA信金のa支店に弁護士Eの事務所の非常勤嘱託を名乗るKと地元の不動産業者Hの専務が訪れ、宮崎市内にT生命保険会社が保有する賃貸ビルの土地・建物の購入資金(第一融資)の融資を持ちかけた。当該物件は、立地条件・入居率が良好であったものの、Eの住所がA信金の地区外であるため、A信金が融資できないところ、Eの妻であるFを代表者とする株式会社Bを宮崎市内に設立して融資を受けたいとの申し出となった。a支店では、Eから提出された不動産鑑定評価書の評価額、賃料収入の見通し等に基づき、融資する方針を固め、審査部との協議を始めた。A

信金では、実質同一債務者、利害関係人等の名寄せを含む表債三億円超の先については、常務会における審査会（以下、「常務会審査会」という）で審査協議の上これを決裁することとされていた。事前協議申請書が平成一三年八月一三日にA信金の常務会審査会によって承認され、三億五〇〇〇万円の融資稟議書は翌一四日に常務会理事によって承認されて、一五日に実行された。

次に、平成一四年一二月ころ、B社が他社から借り入れた空調設備工事費用の借入先への返済資金（第二融資）の融資要請がKからa支店にあった。各常務会理事は、同月二七日に事前協議書を承認し、その後、二二〇〇万円の融資稟議書が承認されて、同月三〇日に実行された。なお、第二融資は、平成一九年三月三〇日に完済されている。さらに、平成一五年二月、Kから第一融資の対象物件の隣接地を対象として、土地購入資金と建物建築資金（第三融資）の融資申込みがあった。a支店では、Eから建物には大手ゴルフクラブメーカーのIゴルフ宮崎支店が入居予定であるとの説明を受けたものの、裏付け資料を徴求しないまま審査部との協議を開始した。そして、三月に事前協議申請書と稟議書を提出し、事前協議申請書は同月二四日に常務会審査会で承認され、一億二〇〇〇万円の融資稟議書は翌二五日に承認され、同日実行された。

B社は第三融資を受けたものの建物を建築することなく、土地資金以外の資金を他に流用し、第一融資によって取得した賃貸ビルの賃料収入の振込口座もA信金から変更されて、返済が滞るようになって経営破綻した。A信金は、不動産競売代金と保証人からの弁済金を第一融資の貸付残高に充当したため、第一融資は完済された扱いとなり、第三融資は一億〇四二九万余円が回収不能となった。またEは、平成一九年二月八日に熊本弁護士会から戒告の懲戒処分を受け、同年一二月三日には、業務停止二年の懲戒処分を受けた。

次に、Cグループに対する融資についてみる。C社とD社はともに建設

業者であり、A信金は昭和四〇年代からC社との取引を開始し、順次グループ会社との取引を開始した。C社は地元では高い知名度を誇っていたが、住宅需要の落ち込みから業績が悪化し、平成七年頃には財務状況も不良化した。A信金では、C社の再建計画を支援するため、既存債務を証書貸付と手形貸付に一本化するなどの措置をとったが、その後も再建は進まないため、証書貸付の返済期限の延期や返済条件の減額措置を講じるなどの対応をとった。さらにA信金は、平成十一年三月三十一日に、C社の債務者区分を要注意先から破綻懸念先に引き下げた。C社に対する六件合計九九三〇万円の融資はすべて手形決済資金であり、平成十二年二月二四日から同年六月二九日の間に決裁され、実行された。

D社の経営状態とA信金の対応もC社と同様であり、A信金は平成十二年三月三十一日にD社の債務者区分を要注意先から破綻懸念先に引き下げた。D社に対する三件合計三三〇〇万円の融資は、すべて決済資金であり、平成九年六月二五日から平成十二年九月二八日の間に決裁され、実行された。Cグループは表債三億円超の先であり、本件①ないし⑨融資は常務会審査会案件であったが、融資責任権限規定上、回議の上決裁するとの条件に合致したため、回議の方法で常務会理事の決裁がなされている。このように、両社に対する融資は、いずれも両社が経営破綻に陥る可能性が高い状況の下で決裁されたものであり、Cは平成十二年七月二日に銀行取引停止処分を受けるとともに、同日に破産宣告を受け、D社は平成十三年三月二二に破産宣告を受けて倒産した。本件①～⑨融資については、完済された融資があるほか、債権回収会社に売却されたものもあるが、その売却価格が証拠上明らかでないとされ、最終的に三五三〇万円余が損害額と認定されている。

宮崎地裁は、以下のように判示して、B社に対する第三融資について、これを決裁したY6を除く五名の理事の信用金庫に対する責任を認めるとともに、C社およびD社に対する本件①～⑨融資のすべてについて、これ

らを決裁したY4およびY6を除く四名の理事の信用金庫に対する責任を認める判決を言い渡した。本判決では、A信金の損害は融資実行時点で発生するとの判断を示すなど、検討すべき点が多いが、以下では被告らの注意義務に関する判旨について検討する。

【判旨】一部認容、一部棄却。

(i) 融資決裁における理事の善管注意義務ないし忠実義務について

「このような融資の可否を判断する過程において、信用金庫の理事として融資を行うべきか否かを判断するに当たっては、融資額、返済方法、担保等といった当該融資の基本的な条件や内容等が当該信用金庫における貸出事務処理規程等に適合したものであることを確認した上で、貸付金の使途、融資先の業績及び資産、融資先とのそれまでの取引状況、将来の見込み等に加え、景気の動向等の経営の外部条件をも踏まえ、当該融資によって信用金庫が得る利益と回収の確実性など負担するリスク等を総合的に判断して行うものであって、そこには、専門的な評価・判断を伴う経営判断事項として一定の裁量が認められるというべきである。しかしながら、このような裁量の存在を前提としても、当該判断が、当時の具体的状況下における信用金庫の理事の判断として著しく不合理なものであるときは、当該判断を行った常務会理事は、善管注意義務及び忠実義務に違反するものとして、その結果、信用金庫に生じた損害を賠償する責任を負うと解すべきである。

そして、前記認定のような補助参加人における融資手続に鑑みれば、常務会理事は、融資の可否を判断するに当たって、原則的には、営業店及び審査部による情報の収集・分析が、それぞれの基準に従って誠実に行われたものと信頼してその判断をすることが許されるものというべきであるが、判断の基礎となる資料及び情報収集の内容やこれに基づく営業店及び審査部の判断が適切にされたことについて疑問を生じさせる事情が存在す

るときには、漫然とこのような営業店及び審査部の判断に依拠することが許されないのは当然であって、安易にこれを信頼して、判断の前提となった事実の認識に看過し難い誤りを来したような場合については、理事としての信用金庫に対する善管注意義務及び忠実義務に違反するものとして、損害を賠償する責任を免れないというべきである。」

(ii) 第一融資についての被告らの注意義務違反の有無

「まず、その物的担保による保全状況をみるに、…。

B社から、T生命ビルの土地及び建物の評価額が合計五億八〇〇〇万円（土地三億〇一〇〇万円、建物二億七九〇〇万円）とする不動産鑑定士による鑑定評価書が提出されているものであることからすると、同鑑定評価額に依拠したa支店及び審査部の判断は、当時の融資担保徴求事務取扱要領に適合したものであったといえることができる。これに加えて、a支店においてT生命ビルの現地調査を行った上、地元不動産業者に鑑定評価額の妥当性に関して一応の確認を取っていることや、a支店がEからT生命ビルを通常より安価で入手できる旨の説明を受けていたことなどに照らせば、…決裁を行った常務会理事において、上記担保価格が著しく不合理なもので、当然に疑念を差し挟むべきものであったとは認め難い。」

「その事業計画及び返済原資の点をみるに、……。

同ビルは市内中心部に位置して立地条件が非常によく、…返済原資として十分な賃料収入があると考えられるものであった上、今後入居率の向上が見込まれるなど、安定した賃料収入が期待できるものであったことなどからすると、決裁を行った常務会理事において、B社の事業計画や返済原資、その回収可能性等について疑問を抱くべき事情があったとは認め難い。」

「人的保証の点をみるに、F、E及びGの三名を連帯保証人に予定していたところ、Eについては、弁護士という安定した職業に就き、当時年額三七二五万五〇〇〇円という高額な所得を有していたこと、また、Gにつ

いても、当時年額九六〇万円という相応の所得を有していたことに加え、その返済原資の内容や物的担保による保全状況等も勘案すれば、連帯保証人として上記三名で足りるとしたその判断内容が、殊更に合理性を欠くものであったとは認め難い。」

「以上に照らせば、第一融資につき、その返済原資の内容や物的担保による保全状況等に照らして回収に懸念がないとの結論に至った常務会理事の判断は、当時の具体的状況下においては、信用金庫の理事の判断として著しく不合理なものであるとは認められず、また、その判断の前提となった事実の認識に看過し難い誤りがあるとも認められないというべきである。

したがって、第一融資当時、決裁を行った常務会理事である被告Y1、被告Y2、被告Y3、被告Y4及び被告Y5について、善管注意義務違反及び忠実義務違反があったとは認められない。」

(iii) 第三融資についての被告らの注意義務違反の有無

「第三融資の保全状況を見るに、…融資金一億二〇〇〇万円のうち、概ね七四〇〇万円分の保全については図られていたものとみることができ。……たとえ建築後の建物に追加担保を設定することを前提にしたとしても、本稟議決裁時において、物的担保によって、融資額一億二〇〇〇万円を確実に回収できるような保全が図られていたとは認めることができないというべきである。…

なお、第三融資の人的保証として連帯保証人三名が付いているものの、同人らはいずれも第一融資ないし第二融資の保証人となっている者であり、…その年収額を考慮しても、その返済能力には限界があるものと考えられるのであり、これらの人的保証があることを併せ考えたとしても、やはり、本稟議決裁時において、第三融資全額を回収するに確実な保全が図られていたものとみることができない。」

「以上のとおり、本稟議決裁時において、…その事業計画及び返済原資

の確実性は、融資の回収可能性を左右する極めて重要な要素であって、慎重な検討が求められるものであったというべきである。……建物が建築される確実性及びその後にIゴルフが入居する確実性のほか、建物の着工時期や完成時期、Iゴルフの入居時期やその賃料額といった点は、第三融資の事業計画及び返済原資の確実性を判断するに当たって、必ず検討すべき重要事項であったと考えられるものである。」

「そして、常務会審査会における審査部の説明において、建物の着工時期や完成時期、Iゴルフの入居時期等に関する言及があったことを認めるに足りる証拠はなく、また、事前協議申請書及び稟議書にも、これらの点に関する記載や、建物の建築の確実性及びその後のIゴルフ入居の確実性を裏付ける資料の添付がされていないことなどからすると、各常務会理事は、a支店及び審査部の事業計画及び返済原資に関する調査・検討に不十分な部分があり、それ故、融資の回収可能性に重大な疑念が生じる点が存在することを認識し、又は、認識し得たものと認められるのであって、a支店ないし審査部の判断に安易に依拠することは許されないものであったというべきである。」

「以上に照らせば、第三融資の決裁を行った常務会理事は、確実な保全が図られているわけではない状況下において、事業計画及び返済原資に関する合理的な情報収集・分析、検討を行っておらず、融資の回収可能性に重大な疑念が生じる点が存在することを認識し、又は、認識し得たにもかかわらず、漫然と第三融資を可とする決裁を行ったものであるから、その判断の前提となった事実の認識に看過し難い誤りがあり、その意思決定の内容が信用金庫の理事として著しく不合理なものであったといわざるを得ない…。

よって、第三融資を可とした経営判断は、常務会理事に認められた裁量の範囲を逸脱するものであるというべきであるから、第三融資の決裁を行った常務会理事である被告Y1、被告Y2、被告Y3、被告Y4及び被告Y5に

については、善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められるというべきである。」

(iv) 本件①ないし⑨融資についての被告らの注意義務違反の有無

「C社の財務状況をみるに、…既に平成七年ころには同社の財務状況は不良化しており、…その後も、経営の改善は一向に進まない状況にあったものと認められる。加えて、補助参加人の資産査定においても、平成一年三月三十一日をもって、C社の債務者区分は要注意先から破綻懸念先に変更されており、補助参加人自身、同時点において、C社は今後経営破綻に陥る可能性が大きいとの認識を有するに至っている。…遅くとも、本件①融資の稟議決裁がされた平成二年二月二四日の段階において、既にC社は、到底健全な融資先とはいえず、経営破綻に陥る可能性が高い状況にあったものと認められる。

そして、上記状況下において行われた本件①ないし⑥融資は、当該融資に際して何らの保全も図られていない上、その引当金たる工事代金等についても、上記財務状況下において、同引当金が当該融資の返済に充てられる確証があったとは認め難いことなどに照らせば、上記各融資の稟議決裁時点において、その回収が不能となる具体的なおそれがあったものと認められる。」

「D社の財務状況をみると、…平成六年当時で既に累積赤字が約一億八二二三万円あるなど赤字体質が定着していた…。そのような中、補助参加人は、平成六年四月に既往融資を一本化する支援策を講じたものの、その後も経営の改善は一向に進まない状況にあったものである。…遅くとも、本件⑦融資の稟議決裁がされた平成九年六月二五日の段階においては、D社についても、到底健全な融資先とはいえず、経営破綻に陥る可能性が高い状況にあったものと認められる。

そして、上記状況下において行われた本件⑦ないし⑨融資は、当該融資に際して何らの保全も図られていない上、その引当金たる請負代金等につ

いても、裏付資料の徴求等が十分であったとは認め難く、また、上記財務状況下において、同引当金が当該融資の返済に充てられる確証があったとは認め難いこと…に加えて、本件⑧融資の時点で、本件⑦融資が約定どおり返済されずに返済期限を延ばすための条件変更稟議が繰り返されていたこと、本件⑨融資の時点で、本件⑦及び⑧融資が約定どおりに返済されずに返済期限を延ばすための条件変更稟議が繰り返されていたことなどの事情も併せ考えれば、上記各融資の稟議決裁時点において、その回収が不能となる具体的なおそれがあったものと認められる。」

「…本件①ないし⑨融資の全ての決裁を行った常務会理事である被告Y1、被告Y2及び被告Y3は、…本件①ないし⑨融資の各決裁当時、C社ないしD社が経営危機状況にあって、上記各融資を行った場合、当該融資金の回収が不能となる具体的なおそれがあることを認識し、又は、認識し得たものと認められる。また、被告Y5は、本件⑨融資の際に、…既にC社が破産宣告を受けていたことや、D社の債務者区分も既に破綻懸念先に変更されていたことのほか、本件⑨融資の稟議書の記載内容及びその添付資料の内容等に照らせば、被告Y5は、本件⑨融資当時、D社が経営危機状況にあって、本件⑨融資を行った場合、当該融資金の回収が不能となる具体的なおそれがあることを認識し、又は、認識し得たものと認めるのが相当である。」

(v) 経営危機状況にある顧客に対する融資について

「経営危機状況にある顧客に対する融資が一切許されないということはできないが、…融資を決裁する常務会理事としては、金融・経済情勢、融資先の財務・経営状況、融資先と補助参加人との間の関係等を踏まえた上で、支援をしない場合に見込まれる損失、すなわち、当該融資を拒否した場合に融資先が破綻する可能性、破綻したことにより回収不能になることが見込まれる既存の貸付金の額及び社会的な悪影響等を的確に把握するとともに、融資をして企業の延命を図り事業を継続させることで、全体とし

て貸付金をどの程度回収できるかなどを適切に分析検討した上、支援しない場合に被る不利益より支援した場合に得られる利益の方が大きいと判断することに合理性が認められる場合に限って、その支援を行うことが許されるものというべきである。」

「これを本件についてみるに、本件全証拠によっても、本件①ないし⑨融資に際し、営業店、審査部ないし常務会理事において、融資しないことによって補助参加人が被るおそれのある損失と、各融資を実行することによって補助参加人が被るおそれのある損失との具体的な比較検討・分析やこれに関する情報収集を行ったことを認めるに足りる証拠は何も見当たらないのであって、各融資を可とする常務会理事の判断が、必要とされる上記衡量判断を経た上での合理的な判断であったと認めることはできない。」

「以上検討したところによれば、本件①ないし⑨融資を決めた常務会理事の判断は、追加融資を打ち切る場合の損失と追加融資を行う場合のリスクの衡量判断に必要かつ相当な情報収集・分析、検討を怠り、回収不能となる具体的おそれのある融資を漫然と続けていたものであるというべきであって、その判断の前提となった事実の認識に看過し難い誤りがあり、その意思決定の内容が信用金庫の理事として著しく不合理なものであったと言わざるを得ない。

よって、本件①ないし⑨融資を可とした経営判断は、常務会理事に認められた裁量の範囲を逸脱するものであるというべきであるから、本件①ないし⑨融資の決裁を行った被告Y1、被告Y2及び被告Y3並びに本件⑨融資の決裁を行った被告Y5には、善管注意義務違反及び忠実義務違反が認められるというべきである。」

【研究】一 預金取扱金融機関（以下、「金融機関」という）の融資の貸倒に関して、決裁に関与した役員の責任を追及する訴訟には、破綻金融機関の元役員に対する株式会社整理回収機構によるものと、破綻していない金
(簡法 '11) 44 - 3, 296 (932)

融機関の役員に対する代表訴訟によるものとの2つの類型がある。整理回収機構による責任追及では、周知のごとく、ごく一部の事件を除いて大半の事件で元取締役の責任が認められてきた（詳細は拙著『融資判断における銀行取締役の責任』（中央経済社、2011年）5頁の注14参照。以下『融資判断』として引用する）。そのような中で、最二小判平成21・11・27判時2063号138頁（四国銀行株主代表訴訟上告審判決）は、株主代表訴訟による銀行融資の貸倒に関する責任追及で、最高裁として初めて銀行取締役の責任を認めた。四国銀行株主代表訴訟以前は、名古屋地判平成9・1・20判時1600号144頁（中京銀行事件）、松山地判平成11・4・28判タ1046号232頁（伊予銀行事件）、大阪地判平成14・3・13判時1792号137頁（住友信託銀行事件）、水戸地下妻支部判平成15・2・5判時1816号141頁（つくば銀行事件）にみられるように、原告株主の請求はことごとく棄却されてきた（この要因については、拙稿「金融機関の融資決裁における役員の責任に関する裁判例の検討」流経法学3巻1号215頁以下参照）。本判決は、四国銀行株主代表訴訟の後に、信用金庫の会員によるものではあるものの、代表訴訟によって理事の責任が認められた初めての公判地裁判決としての意義がある。本判決を踏まえれば、金融機関の融資の貸倒について、代表訴訟によって当該融資を決裁した取締役・理事の責任が認められるという傾向が今後も続くのかどうかに関心が集まるであろう（四国銀行株主代表訴訟後の整理回収機構による足利銀行の元取締役に対する融資の貸倒に関する責任追及においても、第一審、控訴審とも、取締役の責任が認められている。宇都宮地判平成22・3・18金判1342号12頁、東京高判平成22・12・1金判1358号21頁参照）。

四国銀行株主代表訴訟で初めて原告の請求が認容されたのは、原告株主が通常の代表訴訟では活用できない豊富な資料を利用することにより、立証活動を充実させた結果であることが指摘されている（河村尚志「判批」リマークス42・84頁）。本件については、どうか。

本判決から、以下の特殊な事情の存在が明らかとなる。まず、X1によ

る平成20年6月20日の本件提訴後に、A信金では同年8月26日開催の臨時総代会において、X1の除名決議がなされた。X1らが除名決議の無効確認ないし取消しを求める総代会無効確認等請求事件を提起し、宮崎地判平成21・9・11金判1349号53頁は、当該除名決議が「専ら原告X1の別訴代表訴訟における原告適格を喪失させる目的でなされたものであ(る)」として、総代会決議を取消す旨の判決を言い渡し、その後、A信金による控訴の棄却(福岡高宮崎支部判平成22・1・29金判1349号49頁)、上告棄却および上告不受理決定によって、総代会決議の取消しが確定している。そして、宮崎地判平成21・9・11の事実から、A信金が高鍋信用金庫であることと、本件がA信金の内部事情に精通した元執行役員によって提訴された訴訟であることが分かる。また、本判決と総代会無効確認等請求事件の地裁判決は、裁判長裁判官を含む2名が同一の裁判官によって審理されているところから、A信金が代表訴訟を封じるために会員を除名処分にするという、およそ法令遵守意識の欠落した前代未聞の金融機関であるということが、本件における審理に影響を与えたであろうことも併せて推測される。

二 金融機関においては、大量の融資判断を逐一株主・会員・組合員の判断に委ねることは不可能であるとともに、金融機関は業務執行に当たる役員の下で経営されるべきものであるから、役員に融資の決裁を委ねた上で、決裁権者に一定の裁量を認めざるを得ない。そこで、役員の裁量逸脱の有無を審査する際に、経営判断原則を適用することの必要性が認められる。

融資の決裁は、過去の融資業務の蓄積、とくに貸倒となった融資に関する分析の結果から、審査の手法について過去から一定の知見が確実に確立されており(筆者が確認できた最も古い書籍として、小倉文吉『銀行實務詳解』(東京堂、明治42年)を挙げておく)、また、金融機関が業として融資業務を行うからには、それが確立されていなければならないものである。融資

決裁においては、役員が注意義務を履行したか否かを判断する上で、過去から蓄積されてきた審査手法や内部事務規程に則った審査を確実に実行したか否かが、まずは裁判所による重要な審査ポイントとされるべきである。また、金融機関には経営の健全性維持が社会的にも強く求められるから（詳細については、前掲・拙著『融資判断』7頁以下参照）、預金を原資として行われる金融機関における融資業務については、そもそも健全な運営が行われるべきであって、ハイリスク・ハイリターン型の危険な融資を積極的に採択しやすい法解釈の態度をとるべき必要性は認められない。しかし、経営統合を図ったり、一般の株式会社が新製品の開発に着手することの是非を判断するといった経営判断においては、経営者に幅広い裁量を認め、経営者がリスクを積極的にとることができる素地を法解釈の上でも明確に確立しておくことが、企業の成長と発展のためには極めて重要である（落合誠一『会社法要説』（有斐閣、2010年）93頁参照）。このような経営判断と金融機関における融資判断とでは、その性質が根本的に異なる点には注意が必要である。

経営判断原則は、下級審判例の蓄積を踏まえて、経営者に経営決定における裁量を認めた上で、判断の前提となった事実の調査・検討に特に不注意な点がなく、当該業界の通常の経営者を基準として、経営上の判断として特に不合理・不適切がなかった場合に、その裁量の逸脱がないとされ、その結果、善管注意義務違反はないとされるものである（落合誠一「判批」商事法務1913号7頁。ただし、北村雅史「判批」平成22年度重要判例解説138頁は、経営判断に至る過程を審査するルールであるとする）。裁判においては、①経営判断の前提となる事実認識の過程における不注意な誤りに起因する不合理の有無、②事実認識に基づく意思決定の推論過程および内容の著しい不合理さの存否の2点が審査の対象となる（東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社訴訟Ⅰ（第2版）』（判例タイムズ社、2008年）244頁〔佐々木宗啓・森岡康彦〕）。最高裁は、金融機関以外の一般の株式会社取締役について、最一

小判平成22・7・15判時2091号90頁（アバマンショップ株主代表訴訟上告審判決）で、「その決定の過程、内容に著しく不合理な点がない限り、取締役としての善管注意義務に違反するものではないと解すべきである。」と判示した。最高裁が経営判断原則に関する定式化を明確には示さなかったところから、基本的には上述の定式化と同旨の判断を示したものと捉える見解（落合・前掲商事法務7頁、北村・前掲139頁）と、事実の認識を裁判所による審査の対象外としたと捉える見解（山田泰弘「判批」月刊監査役578号118頁、大塚和成＝高谷裕介「判批」ビジネス法務10巻11号16頁）とが分れている。最高裁がどのような考えをとっているのかは、さらなる判例の蓄積を待つ以外にない。

金融機関の役員による融資決裁における注意義務を扱う最高裁判例として、①最二小判平成20・1・28判時1997号143頁（拓銀栄木不動産事件）、②最二小判平成20・1・28判時1997号148頁（拓銀カプトデコム事件）、③最三小決平成21・11・9刑集63巻9号1117頁（拓銀特別背任事件）、④上記四国銀行株主代表訴訟の4件があり、4件すべてで決裁に関与した取締役の責任が認められている。これら4件の判決・決定においても、最高裁は、経営判断原則の定式化を明確には示していないが、おおむね上記の経営判断原則の定式化に従った判断を示したものと考えられる。

①判決では、「本件追加融資を行うことを決定した被上告人らの判断は、…著しく不合理なものといわざるを得ず、被上告人らには取締役としての忠実義務、善管注意義務違反があったというべきである。」と判示し、②判決もまた、「第3融資を行うことを決定した被上告人Y1及び同Y2の判断は当時の状況下において、銀行の取締役に一般的に期待される水準に照らし、著しく不合理なものといわざるを得ず、被上告人Y1及びY2には銀行の取締役としての忠実義務、善管注意義務違反があったというべきである。」と判示している。なお、①判決は「銀行取締役」を基準とせず、「取締役」を基準とする。これについては、①事件において、取締役の判断に（龍法 '11）44・3. 300（936）

裁量的な要素が入らないことを指摘する見解があるが（松山昇平「銀行取締役の融資判断における注意義務－最二小判平成20・1・28」金融法務事情1833号35頁）、あえて銀行取締役を基準とせずとも善管注意義務違反が明らかな事例であるという、事案の特徴を踏まえたものであると考える（詳細については拙稿「判批」龍谷法学41巻1号121頁以下、拙著『金融機関役員の融資決裁責任』（酒井書店、2005年）130頁～139頁参照）。また、業種を超越した「取締役」一般を基準とすることは、何ら基準を設定していないに等しい。会社の規模や業種の違いによって、取締役の負う善管注意義務の内容が異なるのは当然であるとされてきたし（大森忠夫ほか編『注釈会社法（4）』（有斐閣、増補版、1980年）443頁〔本間輝雄〕、森本滋「会社役員責任」判例タイムズ408号19頁参照）、このように解することに異論はないから、銀行の融資決裁における善管注意義務違反の有無を審査する際には、銀行取締役を基準とすべきことは当然である。

次に、刑事事件である③判決では、「融資業務に際して要求される銀行の取締役の注意義務の程度は一般の株式会社取締役の場合に比べ高い水準のものであると解され、所論がいう経営判断の原則が適用される余地はそれだけ限定的なものにとどまるといわざるを得ない。」と判示し、最高裁として初めて「経営判断の原則」という言葉を用いて、経営判断原則が銀行取締役による融資業務の遂行に適用されることを明らかにした。そして、融資決裁における銀行取締役の注意義務が高度注意義務であり、その結果、経営判断原則が適用される範囲が狭くなることを示す（ただし、森田果「わが国に経営判断原則は存在していたのか」商事法務1858号9頁は、判例において銀行取締役の責任が認められる事例が多いのは、注意義務が高度である結果ではなく、裁量の幅が限定されることによると指摘する）。銀行取締役の融資判断における裁量の幅は、それだけ限定される（岩原紳作「判批」ジュリスト1422号139頁、吉原和志「判批」会社法判例百選〔初版〕123頁、青竹正一『新会社法〔第3版〕』（信山社、2010年）325頁ほか。下級審判例として、札幌地判平成

14・9・3判時1801号119頁、札幌高判平成18・3・2判タ1257号239頁、札幌高判平成18・3・2判時1946号128頁）。

融資決裁における銀行取締役の注意義務を高度注意義務と解しつつ、③判決における高度注意義務とする判旨を不要とする見解がある（岩原・前掲ジュリスト137頁）。確かに善管注意義務違反の有無を審査する際には、個別具体的な注意義務違反の有無を問題とすればよいのであって、裁判所が高度注意義務であることを示す必要性は必ずしもない。しかし、判例による規範の定立を通じて、それが銀行取締役の規律付けに結びつくことを考えれば（前掲・拙著『融資判断』67頁）、行為基準を具体的に方向付ける上で、注意義務の程度を議論することに意義が認められる（吉井敦子「判批」会社法判例百選〔第2版〕111頁）。最高裁によって融資決裁における銀行取締役の注意義務が一般の株式会社取締役の場合と比べて高度注意義務であると明確に示されたことの意味は重い。これによって、銀行の融資業務の健全な運営がいつそう期待できるとともに、預金者の銀行に対する信認の維持も期待できる。

④判決では、「本件追加融資3については、決裁関与取締役の本件回収見込判断は、著しく不合理であったものといわざるを得ない。」と判示し、それまでの3件の最高裁判決を踏まえた判断を示したものと解される。

以上の検討を踏まえて、本判決の経営判断原則に関する判旨(i)の第一段落を見ると、その定式化において、事実の認識に関する言及が欠落している。事実の認識については、信託の原則と関連付けて経営判断原則の後に判示している。事実の認識について、経営判断原則から切り離して信託の原則として言及する判旨は、東京地判平成18・12・21判時1959号152頁（永代信用組合事件第一審判決）にすでに見られ、この部分の本件判旨は、同判決に倣った構造をとっている。

信託の原則は、東京地判平成14・4・25判時1793号140頁（日本長期信用銀行初島事件第一審判決）でその枠組みが詳細に示された。組織的経営を行（龍法'11）44・3、302（938）

う企業においては、役員による意思決定を必要とする事項について、各部署で詳細な検討がなされるのが通常であり、役員が意思決定の都度、自ら直接事実の調査・確認を実施することはよほど小規模な企業を除いて到底不可能であるから、経営組織を編成して分業体制の下で経営される企業の場合、役員は業務執行に際して部下や各部署による検討の結果、あるいは専門家の意見を特段の事情のない限り信頼することができる、というのが信頼の原則である（詳細については、前掲・拙著『融資判断』196頁以下参照）。本判決では、「常務会理事は、融資の可否を判断するに当たって、原則的には、営業店及び審査部による情報の収集・分析が、それぞれの基準に従って誠実に行われたものと信頼してその判断をすることが許される」と、信頼の原則について判示した上で、「安易にこれ（営業店および審査部の判断。筆者注）を信頼して、判断の前提となった事実の認識に看過し難い誤りを来したような場合については、理事としての信用金庫に対する善管注意義務及び忠実義務に違反する」と判示し、経営判断原則における事実の認識について言及する。

本判決が経営判断原則における事実の認識について、信頼の原則という別の原則に分離して審査するという判断枠組みを示すことについては、これまでに蓄積されてきた経営判断原則の定式化が①事実の認識と、②意思決定の過程・内容の二つを含めて行われてきたところから、分離して議論する必要性は認められないと考える。また、判旨に従えば、裁判所による事実の認識に関する審査が意思決定の過程・内容の審査の後で行われる結果となるが、経営者による実際の経営判断においても、裁判所による審査の順序としても、事実の認識が先に行われ、審査されるであろうことも考慮すべきである。さらに、信頼の原則は、部下や各部署での検討の結果、あるいは専門家の意見を特段の事情のないかぎり信頼することができるというものであって、それらを取締役による検討の結果に当然のこととして代替することを容認するための法理論ではない。信頼の原則は、経営判断

を行う役員が、事実の再調査義務を直接負うことはないとして運用されるべきものである（前掲・拙著『融資判断』240頁以下参照）。経営判断原則における事実の認識については、四でも扱う。

本判決は、判旨(i)の第一段落で、信用金庫の理事が融資決裁に際して負う善管注意義務の要請に基づいて、当該理事が当該融資のどのような点に着目して審査すべきかについて、具体的に判示している。それは、順に、①資金用途を含む当該融資の条件と内容に関する内部事務規程等との適合性、②融資先の資質判定、③取引状況、④景気動向等の外部要因、⑤信用リスクの評価の5点に集約できる。この点に関しては、東京地判平成18・7・6判時1949号154頁（東京信用組合事件第一審判決）と東京地判平成18・12・21判時1959号152頁（永代信用組合事件第一審判決）が本判決とまったく同じ内容の判断を示していたところである。しかし、実際の融資審査においては、②から作業を開始し、①が重視される（松本崇ほか『銀行実務総合講座第2巻貸出〈上〉』（金融財政事情研究会、1980年）214頁以下では、貸出の可否の検討項目として、企業内容、資金用途、債権保全面、取引メリット、貸出条件の5点をこの順で説明している。銀行員向けの実務解説書であることと、昭和50年代の書籍であるところから、信用リスクの統制について言及がないことはやむを得ない）。融資先の資質判定が必ず先に行われるのは、どのような相手に融資しようとしているのかを正確に把握することなしに、融資の条件面を先に検討することはできないからである。

また、本判決では、金融機関役員の負う善管注意義務の内容について、拓銀特別背任事件最高裁決定に見られるように、高度注意義務である点について判示していない。学説においては、金融機関役員の負う注意義務を高度注意義務であると解する見解が支配的であるとされる（高度注意義務と解する代表的文献として、岩原紳作「金融機関取締役の注意義務－会社法と金融監督法の交錯」小塚莊一郎＝高橋美加編『落合誠一先生還暦記念 商事法への提言』（商事法務、2004年）210頁以下。最新の学説の紹介として、岩原・前掲ジュリスト（龍法 '11）44・3、304（940）

138頁。高度注意義務と解する他の文献として前掲・拙著『融資判断』66頁以下)。個別に注意義務違反が導けるのならば、あえて高度注意義務であることを明示する必要はないとの考えをとったとも考えられるが、本件では、後述のように、理事の責任が認められた融資については、基本的な融資審査が行われていないとの評価が成り立つため、あえて言及する必要がなかったと考えることもできる。

三 本判決は、判旨(v)で、経営危機状態にある融資先に対する追加融資の是非を金融機関役員が判断する際の判断枠組みについても判示している。

この点、東京地判平成16・3・25判時1851号21頁(日本長期信用銀行ノンバンク事件)は、支援をしない場合に見込まれる損失の具体的内容と、支援を行う場合に想定すべき事項について詳細に示したうえで、「以上のような観点から、支援をしない場合と支援を行う場合に見込まれる損失を幅広く情報収集・分析、検討した上で、後者が前者よりも小さい場合、すなわち支援により負担する損失を上回るメリットが得られる場合にのみ、支援を行うことが許されるものというべきである。」と判示していた。拓銀特別背任事件最高裁決定では、この判旨を補足するように、「例外的に、実質倒産状態にある企業に対する支援策として無担保又は不十分な担保で追加融資をして再建又は整理を目指すこと等があり得るにしても、これが適法とされるためには客観性を持った再建・整理計画とこれを確実に実行する銀行本体の強い経営体質を必要とするなど、その融資判断が合理性のあるものでなければならず、手続的には銀行内部での明確な計画の策定とその正式な承認を欠かせない。」と判示している。これら2判例を踏まえば、客観性をもった再建・整理計画と、金融機関自体の経営体力の存在を前提として、支援をする場合としない場合とで費用便益分析を実施し、支援を行う場合の方が最終的に金融機関にとって得られる利益が大きくな

る場合に限って支援行為が正当化される、という判断の枠組みを導くことができる。

本判決は、おおむね日本長期銀用銀行ノンバンク事件の判旨と同様の判断の枠組みを示している。また、最終的に金融機関の利益とならないと判断できる融資や、経営危機企業に対する回収を前提としない救済融資については、それが重要な財産の処分に当たる場合には、取締役会の決議が必要となる（東京地判平成16・5・25金判1195号37頁（日本債券信用銀行NTF事件））。

四 以上の一般論の本件各融資への具体的な当てはめについてはどうか。まず、本件第一融資と第三融資について見る。

判旨(ii)を踏まえれば、第一融資について理事らの責任が否定されたのは、①T生命ビルの物的担保としての担保価値が融資額に十分に見合うものであったこと、②入居率、賃料収入といったT生命ビルの賃貸物件としての良好性からもたらされる返済原資の十分な裏付けがあったこと、③十分な人的保証を付したこと、の3点による。①と②は融資の保全に関する評価であり、②は返済原資について評価したもので、これらを踏まえて、「信用金庫の理事の判断として著しく不合理なものであるとは認められず、また、その判断の前提となった事実の認識に看過し難い誤りがあるとも認められない」との結論を導いている。裁判所は、理事らの意思決定の内容についてまず判断し、その後で事実の認識においても欠けるところはないと判断している。

本判決が保全面を重視した判断を示したのはなぜか。拓銀栄木不動産事件最高裁判決は「本件追加融資に応じるとの判断に合理性があるとすれば、それは、本件追加融資の担保として提供された本件不動産について、仮に本件追加融資後にその価値が下落したとしても、その下落が通常予測できないようなものでない限り、本件不動産を換価すればいつでも本件追

加融資を確実に回収できるような担保余力が見込まれる場合に限られるというべきである。」と判示した。保金が完全に充足していれば、本来なら金融機関が採択してはならないと評価される融資を採択した場合であっても、それが正当化されとも受け取ることのできる判断を最高裁が示したことが影響しているものとも考えられる（清水真＝阿南剛「判批」商事法務1897号30頁は、最高裁決定は、融資に際し、安全性の確認に加えて、担保の徴求を求めていると指摘する）。

なお、融資に十二分な保全措置が講じられていれば、当該の融資は確実に回収され、金融機関に損害は発生しないから、当該融資を決裁した金融機関役員の責任が裁判で認められる余地はない。したがって、Y1らの法的責任が否定されたことは、結論において正当であるが、第一融資には次のような実務上の問題がある。

まず、B社の融資先としての資質と適格性とをどのように評価・判定するかという問題がある。B社は第一融資を受けるために設立された株式会社であるから、過去の事業実績はない。また、A信金は地区外の熊本に居住するE・Fとの取引もなかった。上述のように、金融機関の融資においては、まず、融資する相手先の資質判定作業を実施する。その結果を踏まえて、融資の条件面等について検討したうえで、融資の最終判断を行うべきことは、本件判旨も述べるとおりである。Y1らは十分な担保と返済原資とが存在しさえすれば、融資先は誰でもよいとの判断をしたことになる。A信金は会員の相互扶助を目的とする協同組織金融機関であるから、地区から遠く離れた場所に居住する者によって地区内に急遽設立された株式会社に大口の純新規融資を行うことは、そもそも協同組織金融機関としての相互扶助の理念に反するともいえる。さらに、A信金がB社の資質判定を疎かにしたことは、第三融資において一部の資金が流用され、結局建物が建設されなかったこととも関連するA信金にとっての重大な問題でもある。

次に、第三融資についてみる。YIらの責任が認められた理由は、判旨(Ⅲ)から次のように整理できる。①建物建築資金相当額について無担保状態で実行されているから、保全不足であったこと、②人的保証についても、第一融資の保証人と同一であって、第一融資の残債務からみて、第三融資に対する十分な保証能力があったとはいえないこと、③保全不足の状態の下で、返済原資となるべき建物が建築される確実性と賃貸人の入居の確実性を確認していないこと、の3点である。これら3点も、第一融資の判旨と同様に、保全と事業計画に裏付けられた返済原資の確実性の点にある。

本判決は、以上を踏まえて、「その判断の前提となった事実の認識に看過し難い誤りがあり、その意思決定の内容が信用金庫の理事として著しく不合理なものであったといわざるを得ない」と判示し、上記3点に関する理事らの事実の認識に看過し難い誤りがあったと結論付けて、理事らの責任を認めている。なお、経営判断原則に関する判例の分析の結果、その適用において、裁判所が意思決定の過程を重視する傾向が指摘されていた(北村雅史「最近の判例に見る株主代表訴訟」小林秀之=近藤光男編『新しい株主代表訴訟』(弘文堂、2003年)86頁)。経営者の意思決定の内容に会社経営の素人である裁判官が介入することには批判があるところから(落合・前掲書95頁)、本判決も、事実の認識を問題としたとも考えられる。ただし、上記③については事実の認識に関する事項であることに疑いはないが、①②は、保全措置の妥当性に関して裁判所が判断したことになるところから、意思決定の内容について裁判所が判断したとも考えられる(近藤光男「経営判断の原則」『会社法の争点』156頁は、意思決定の過程と内容とを明確に区別できるかに疑問を呈する)。また、①②は、融資審査にとって不可欠な保全に関する点であり、これらを事実の認識に関する事項であるとして、信頼の原則の適用対象とすれば、決裁権者の職務の内容は稟議書の形式を点検することになりかねない。融資の決裁における経営判断原則の適用について裁判所が審査する際には、事実の認識と意思決定の過程とが、意思決

(龍法 '11) 44・3, 308 (944)

定の内容と密接に結びついて審査されることは否定できない（小林俊明「判批」ジュリスト1391号153頁、吉原和志「判批」会社法判例百選〔第2版〕109頁）。

また、第三融資は、土地購入資金と建物建築資金とを一括で実行した融資であり、実行時点では、建物建築資金について別に物的担保を徴求しないかぎり確実に担保不足となる。銀行実務においては、このような担保不足状態を回避するとともに、資金の流用を防止するため、原告が主張するように全額を一括実行することではなく、土地購入資金と建物建築資金とを分けて実行するとともに、さらに建物建築資金は、建築業者への支払時期に合わせて3回程度に分けて手形貸付で実行し、最終的に一本化するのが一般的である（松本崇ほか・前掲書317頁には、証書貸付で設備資金を分割実行することについても言及がある）。仮に全額を一括実行する場合であっても、融資額全額について十分な保全が図られていないのならば、建物建築資金の流用対策が不可欠であり、Xらの主張するように、別口座に入金してa支店が支払時期まで厳格に管理するといった対応をとる必要がある（最も厳格に対応するならば、分割実行としたうえで、融資実行前に建設業者に対する振込依頼書と預金口座の払戻請求書または小切手を提出させ、融資実行資金の預金口座への入金直後に振込資金の引き落としを行うという方法で流用を回避する）。そして、このような資金の流用対策については、稟議起案時に営業店が自主条件を付すか、それがない場合は、稟議決裁時に、このような点を営業店に指示する条件を付したうえで稟議を承認する必要がある。

仮に営業店や審査部門がこのような条件を付すことなく稟議を決裁権者に付議してきた場合、案件の抱えるこのような問題点を的確に発見し、稟議を差し戻すか、問題点を是正するための条件を付して承認することが融資決裁権者の基本的な職務である。また、設備資金の一括実行に伴う資金流用の問題は、上述のとおり、実務解説書に言及があるところからも、融資業務の経験者であれば容易に発見できる点である。無担保部分の保全措置を講じないばかりか、資金流用対策について何ら条件を付すことなく漫

然と一括実行を承認したことは、建物建築に関する十分な資料を徴求せず、建物完成時における賃貸人の入居の確実性に関する十分な確認を怠った点を除いたとしても、Y1らが基本的な融資審査を行ったとは認めがたいところであり、Y1らに注意義務違反があったことは明らかであるから、本判決の結論は妥当である。

次に、本件①～⑨融資についてY1らの責任が認められたのは、判旨(iv)と(v)から、Y1らにC社およびD社が経営危機状況にあることの認識があったこと、本件①～⑨融資が回収不能となる危険性を認識していたこと、の2点を前提として、融資しないことによって被るおそれのある損失と、各融資を実行することによって被るおそれのある損失との具体的な比較検討・分析やこれに関する情報収集を行っていない点に求められる。C社とD社の債務者区分が要注意先から破綻懸念先に引き下げられていることの意味も重い。四国銀行株主代表訴訟においても、四国銀行が株主によって問題とされた債務者の債務者区分を要注意先から破綻懸念先に変更した後で実行された融資について、最高裁は「そのような状況の下で、ほとんど回収見込みのない追加融資を実行することは、単に回収不能額を増大させるだけで、全体の回収不能額を小さくすることにつながるものとはいえない。」と判示して、当該融資を決裁した取締役らの責任を認めた。

さらに、本件①～⑨融資は保全措置が講じられていない。本件①～⑨融資は工事代金を引当てに実行されているから、債権譲渡、質権設定、代理受領、振込指定といった保全措置を講じることも可能である（鈴木正和ほか編『銀行実務総合講座第三巻貸出（下）』（金融財政事情研究会、1980年）52頁～60頁参照。譲渡・質入禁止の場合は、代理受領・振込指定による）。経営危機状態にある先に対して、このような保全措置をいっさい講じることなく無担保で融資を実行していること、融資を実行する場合としない場合のそれぞれについて利害得失を検討していないことから見ても、被告らの責任が認められたことは妥当である。

なお、金融機関が債務者区分を破綻懸念先とすることは、金融機関が当該融資先について経営破綻の懸念があると認識していることを示すものである。そのような融資先に対して新たに融資を実行する際には、当該融資が回収不能となる可能性が高いのであるから、保全面に格別の配慮をしたり、厳密な費用便益分析を実施するといった方法により、当該融資が正当とされる根拠を明確にしておく必要がある。先方から要請のあるままに、漫然と不足資金を融資し続けることは、金融機関が被るであろう損害をいわずらに増加させるだけの行為であり、当該融資を決裁した者が注意義務違反の責任を問われたとしてもやむを得ない。金融機関では、過去の判例の蓄積から、このような融資審査を実施する必要性を読み取るべきである。なお、このような融資審査を行うべきことは、経営危機状態にある融資先に対する融資審査においては実務上も必ず実施されるべき審査であって、金融機関の役員に新たに義務を課すことにはならない。融資先の経営再建計画の履行状況に関する報告を踏まえて、定期的に取り方針を検証するとともに、それを見直すというように、厳格に債務者管理を実施することまた、求められるであろう。

五 融資決裁において、金融機関役員に一般企業の取締役と同様に幅広い裁量を認めるべきであるとの主張が当然のこととしてありえよう。このような主張は、融資決裁において裁量の幅を狭めることが金融機関役員に結果責任を課すことに結びつくことや（松井智予「判批」ジュリスト1286号122頁）、経営責任の強化だけでは、銀行のエージェンシー問題が解決しないとの考え方（木下信行『銀行の機能と法制度の研究』（東洋経済新報社、2005年）193頁参照）が、その根拠となろう。そして、金融機関役員の業務執行における注意義務を高度注意義務であるとする規定は、銀行法をはじめとする業法にはいっさい存在しない。しかし、上述の懸念は、提訴要件を含む代表訴訟の制度自体に起因する問題であって、健全な経営が強く求めら

れる金融機関役員の注意義務の水準を緩和することによって解決が図られるべき問題ではないと考える。

なお、A 信金（高鍋信用金庫）は平成19年6月1日付けで、九州財務局から、信用金庫法89条1項において準用される銀行法26条1項の規定に基づき、法令等遵守態勢および経営管理態勢に重大な問題があることを根拠として、業務改善命令を受けた（九州財務局のホームページ<http://kyusyu.mof.go.jp/kinyu/pdf/070601.pdf>参照）。監督当局から、業務改善命令を受けたことの意味も重い。

金融機関の預金者とはとより、株主・会員・組合員であっても、金融機関内部で個別の融資が実行されたこと自体を把握することはできないし、ましてや、誰が当該融資を決裁したか、どの融資が回収不能となったのか、といった点について把握することは困難である。本件が内部事情に精通した元執行役員によって提訴された点、代表訴訟を封じるために原告を総代会決議によって除名処分にするというA信金のコンプライアンス体制自体に重大な問題があった点、理事らの責任が認められた融資については、基本的な融資審査が行われていないと評価できる点から判断して、本件で理事の責任が認められたのは、このような特殊な事情に基づくものであり、代表訴訟によって金融機関役員の融資の貸倒に関する責任が認められる傾向が今後も続くとは考えにくい。しかし、これまでの判例の蓄積を通して、各金融機関では、適正かつ健全な融資業務の執行体制を構築するとともに、融資を決裁する金融機関の役員や融資審査部門には、判例の動向に関する理解もまた求められる。